

岸和田市異業種交流会 会則 (2019-03-15 改訂)

【本会の目的】

第1条 岸和田市異業種交流会は、会員相互の情報交換、親睦を図るとともに、会員相互が啓発し合ってお互いの企業を益々発展させることを目的とする。

【会員】

第2条 正会員・賛助会員（以下「会員」という）によって構成する。

1. 正会員 岸和田市内およびその周辺に本社、又は事業所を有するもの岸和田市在住のもの
2. 賛助会員 各種支援機関

【入会条件】

第3条 第1条の趣旨に賛同し、入会の意志を示すものとする。ただし、入会には2名以上の会員の賛同を得ることとする。

【定例会】

- 第4条
1. 定例会は原則として3ヶ月に1回開催する。
 2. 本会への入会を希望する者は定例会を見学することができる。見学の有無については、入会の可否に影響されないものとする。

【役員】

第5条 本会は以下の役員を置く。役員は年度最初の定例会にて選出し、その任期は1年とし、再選を妨げない。ただし、適任者が不在の場合は会長・副会長を置かないこともできるが、会計については、優先的に選出するものとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 会計監査 1名

【年会費】

第6条 本会の会員は年会費を納めなければならない。

1. 本会の年会費は、年 10,000 円とする。但し、会計年度の半期を過ぎて入会する会員の年会費は、半額の 5,000 円とする。
2. 会費の納入は年1回とし、毎年度5月末までに納入しなければならない。
3. 会員の資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。
4. 賛助会員については、年会費の納付を免除する。
5. 会費の使途は、定例会にて協議し決定する。

【事務局】

第7条 本会の事務局は、岸和田市魅力創造部産業政策課におく。

【機密の保持】

第8条 本会の活動にて知り得た他の会員の機密情報は、当該会員の許可を得ない限り一切公開してはならない。

【会員の退会】

- 第9条
1. 会員は、退会届を提出することによって退会することができる。
 2. 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 法人・団体が解散または消滅した場合
 - (2) 年会費を相当期間滞納した場合
 - (3) 会則の違反をし、もしくは本会の品位を著しく損ねた場合

【会計年度】

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

【会計報告】

第11条 会計は、年度最初の定例会で、会計報告を行う。

附則

1. この会則で定めるものの他、必要な事項は定例会で定める。
2. この会則は、平成29年4月1日から実施する。